

原議保存期間	10年(令和17年3月31日)
有効期間	一種(令和7年3月31日)

F . N o . 1 6 2 0 7 0 C

滋務甲発第S0062号

令和2年4月1日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

「滋賀県警察障害者活躍推進計画」の策定について（通達）

令和元年6月14日付けで、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置等を規定した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）が公布された。公務部門においても、各任命権者ごとに障害者雇用推進責任者及び障害者職業生活相談員の選任、障害者活躍推進計画の策定及び公表等が義務付けられたことから、障害者雇用推進責任者として警務部長を選任し、警務部長を長とする障害者雇用推進チームを設置の上、下記のとおり、滋賀県警察障害者活躍推進計画を策定したので、職員への周知徹底を図るとともに、計画の推進にあたり遺憾のないようにされたい。

記

1 滋賀県警察障害者活躍推進計画

内部管理につき省略

2 その他

滋賀県警察ホームページにおいて公表する同計画は別添2のとおりとする。

機関名	滋賀県警察
任命権者	滋賀県警察本部長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
滋賀県警察における障害者雇用に関する課題	滋賀県警察においては、法定雇用率を達成しており、また、障害者である職員が活躍できるように取り組んでいるが、より一層の活躍推進のためには、組織的な体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.99%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として警務部長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員を適切に選任する。（令和元年11月22日付けで選任済み）</p> <p>○障害者雇用推進者を責任者とし、障害のある職員が参画する「滋賀県警察障害者雇用推進チーム」を設置し、計画の実施状況の点検・見直し等を行い、幹事課長会議・部長会議・公安委員会において報告を行う。</p> <p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、滋賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な

<p>環境整備・人事管理</p>	<p>配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や特別休暇等、各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>